



おさな草



102人の1年生を迎え、令和7年度がスタートして2週間が過ぎました。始めは緊張していた子供たちも少しずつ新しい環境に慣れ、笑顔で活動できている子が増えてきました。6年生の子供たちが卒業生から引き継いだ委員会の仕事も、責任をもって取り組んでいます。

様々な社会状況から保護者の皆様に承知しておいていただきたいこと

◎ 虐待が疑われた場合は児童相談所に連絡することがあります。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、学校に児童虐待の早期発見を求めるとともに、児童虐待が疑われる場合には通告の義務が課されています。

- ①子供に不自然なあざや傷跡を発見した時、保護者に事情確認を行う場合があります。
- ②不自然な外傷がある、理由不明の欠席が続く、子供からの虐待の訴えがある等の場合、保護者へ事情確認をせずに児童相談所等へ連絡し、連携を図って対応することがあります。
- ③状況によっては、児童相談所が子供を一時保護する場合があります。

◎ 問題行動やいじめの解決に向けて警察と連携することがあります。

- ①学校が把握した子供の問題行動やいじめが、法律に触れる行為や、将来罪を犯したり、刑罰法令に触れたりする恐れがある行為だったりした場合、保護者の同意を得ずに、警察等関係機関と連携して指導を進める場合があります。
- ②学校の内外を問わず、子供の問題行動やいじめが、多くの子供に被害を与えたり、大幅に公共の福祉を損ねたりする場合、保護者の同意を得ずに、警察等関係機関と連携して指導を進める場合があります。

◎ 携帯電話・スマートフォン・インターネット等に関するトラブルは、原則的に保護者責任で対応するようお願いいたします。

- ①事情があつてお子様に携帯電話やパソコンを与える場合には、約束事をきちんと決め、責任をもって見届けをしてください。
- ②フィルタリングをするなどして、サイバー犯罪等の被害にあわない対策をしてください。
- ③携帯電話にはカメラ機能があります。肖像権を侵害する等の問題行動にならないよう指導してください。
SNS等で、お子様以外の個人が特定できる写真等を掲載したことで、大きな問題になった例も発生しています。

【お知らせ】



○ Chromebookの持ち帰り（持ち帰りに同意された御家庭のみ）

1～3年生・さくら・ひまわり・こすもすについては、少なくとも学期に数回程度持ち帰りを行います。充電器は学校保管とします。4～6年生については、常時持ち帰りとし、充電器も各家庭で保管とします。御家庭でも、ICT活用のルールを守って、学習に有効に使ってください。なお長期休業中は、全学年、学校保管といたします。

○ 令和7年度版 いじめ防止等基本方針をホームページにアップしました

令和6年度浜松市立雄踏小学校運営協議会でも協議を行い、見直しを行った「令和7年度版 いじめ防止等基本方針」をホームページにアップしました。今年度もこの方針に沿って対応を進めていきます。